

**佐賀県告示第二百四十五号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定による放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成二十一年七月一日から施行する。

指定した区域を表示した図面は、佐賀県交通政策部港湾課に備え置く。

平成二十一年六月十九日

佐賀県知事 古川 康

港湾の名称	区 域	物 件
唐津港	唐津港港湾区域の全域	船舶
伊万里港	伊万里港港湾区域の全域	船舶
星賀港	星賀港港湾区域の全域	船舶
仮屋港	仮屋港港湾区域の全域	船舶
呼子港	呼子港港湾区域の全域	船舶
諸富港	諸富港港湾区域の全域	船舶
住ノ江港	住ノ江港港湾区域の全域	船舶
鹿島港	鹿島港港湾区域の全域	船舶
大浦港	大浦港港湾区域の全域	船舶